

環境関連法規制等の動き 2012年5月(2012.3.22~2012.4.16)

1. 法令情報

1-1. 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 <環境省令第3号>(2012.3.27交付)(2012.6.1施行)

地下水汚染防止を目的に、水質汚濁防止法の一部を改正する法律<法律第71号>の施行に合わせて、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法・頻度、記録、届出、措置命令等について規定され、届出書類等が変更されました。

併せて、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可申請書に「特定施設の設備」が追加されました。

改正水質汚濁防止法第5条第3項及び附則3条では、現在は届出不要である既存の、有害物質貯蔵施設や全量を下水道に放流し公共用水域には排出しない有害物質使用特定施設の設置者も、6月30日までに都道府県知事等への届出が規定されており、違反者には30万円以下の罰金が科されます。また、本法施行後は点検、記録保管等も必要となりますので、準備をお願いします。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15020>

1-2. 民法等の一部を改正する法律の「未成年後見人制度」に係る下記省令の改正 (2012.4.1施行)

1-2-1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<環境省令第2号>(2012.3.23公布)

1-2-2. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する施行規則の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号>(2012.3.30公布)

1-2-3. 使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定に関する省令の一部を改正する省令

<厚生労働・経済産業・環境省令第1号>(2012.3.30公布)

1-2-4. 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第2号>(2012.3.30公布)

1-2-5. 特定家庭用機器機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第3号>(2012.3.30公布)

2012.4.1より施行される民法等の一部を改正する法律<平成23年法律第61号>により、法人が未成年者の法定代理人となることが可能になったことを受けて、整合を図るために上記法令が改正されました。

加えて、法定代理人が法人である場合は役員も処罰や欠格要件になるので、各種申請書、届出書等にも本改正内容が追記されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14851>

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120323/20120323g00065/20120323g000650046f.html>

1-3. 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

基準を定める省令の一部を改正する省令 <総務省令第17号>(2012.3.27公布)(2012.12.1施行)

電気自動車の充電に用いる急速充電設備について、現状は条例で対象火気設備等の一つである変電設備に該当するものとして、各消防本部で急速充電設備の特性を踏まえ、一定の条件を満たすものは適用を一部除外する等の運用が行われていました。

今後、急速充電設備の普及が見込まれることから、全国的に統一した基準にする必要があり、検討会での議論、意見募集の結果を踏まえ、20~50キロワットの自動車用急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例制定基準の細目が新たに定められました。

なお施行時に設置されているものは適用除外になります。

<参考>総務省ホームページ

http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/yobou/topic/fdma_siryo/H240327-fdma.pdf

1-4. 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

〈経済産業省令第16号〉(2012.3.23公布)(2012.4.1施行)

2012.4.1より施行される電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律〈法律第109号〉の施行規則で定められました。

今回の改正は、電気・ガスについて、変動額に基づく料金算定の特例、託送制度の利用に係わる制度の整備等に係る規則、様式等が定められました。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20120323/20120323g00065/20120323g000650012f.html>

1-5. 自動車の排出ガス低減対策に係る下記環境省令・告示の改正 (2012.3.30公布)(2012.4.1施行)

1-5-1. 大気汚染防止法第2条第14項の自動車及び原動機付自転車を定める省令の一部を改正する省令

〈環境省令第9号〉

1-5-2. 自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件 〈環境省告示第66号〉

1-5-3. 自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に

含まれる物質の量の許容限度の一部を改正する件 〈環境省告示第65号〉

1-5-4. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 〈国土交通省告示第384号〉

自動車から排出されるCO2削減に寄与する、エタノール10体積%混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル (ETBE)22体積%混合ガソリンの燃料規格が定められた関連の改正です。

今回の改正は、対象車両(ガソリン自動車、2輪自動車等)の排出ガス規制や、燃料に含まれる酸素分の許容限度等が定められました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15039>

〈参考〉国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000072.html

1-6. 容器保安規則等に係る下記経済産業省令・告示の改正 (2012.3.28交付、同日施行)

1-6-1. 容器保安規則等の一部を改正する省令 〈経済産業省令第18号〉

1-6-2. 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

〈経済産業省告示第48号〉

今回の改正内容は、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の使用期限が15年から20年に延長され、再検査時の刻印方法が見直しされました。

〈参考〉経済産業省ホームページ <http://www.nisa.meti.go.jp/oshirase/2012/03/240328-17.html>

〈参考〉電子政府

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620111058&Mode=0>

1-7. 労働安全衛生法の標章の一部を改正する件 (2012.3.26交付)(2012.4.1施行)

1-7-1. 労働安全衛生法第57条第1項第2号の規定に基づき

厚生労働大臣が定める標章の一部を改正する件 〈厚生労働省告示第149号〉

1-7-2. 労働安全衛生規則第24条の14第1項の規定に基づき

厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等を定める件 〈厚生労働省告示第150号〉

1-7-3. 労働安全衛生規則第24条の14第1項第2号の規定に基づき

厚生労働大臣が定める標章を定める件 〈厚生労働省告示第151号〉

今回の改正は、旧JIS規格のZ7251が廃止され、GHSラベルおよびMSDSのJIS規格を統合した新規JIS規格のZ7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート)に移行されたので、法令の引用規格が改正されました。

〈参考〉中央労働災害防止協会

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-120-1-0.htm>

1-8. 環境影響評価法に基づく基本的事項の改正について (2012. 4. 2公表)

1-8-1. 環境影響評価法第3条の2第3項、第3条の7第2項、第4条第9項、第11条第4項、第12条 第2項及び第38条の2第2項の規定による主務大臣が定めるべき指針並びに同法第4条第9項の規定による主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準に関する基本的事項 <環境省告示第63号>

1-8-2. 環境影響評価法第48条第2項において準用する同法第11条第3項及び第12条第2項の

規定による国土交通大臣が定めるべき指針に関する基本的事項 <環境省告示第64号>

題記基本事項が、委員会での議論、報告書案への意見募集の結果を踏まえ、公表されました。

今回の改正は、2011年の環境影響評価法の改正により計画段階配慮書手続等が創設されたことを受け、これらの手続に関する基本的事項等が定められました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15071>

1-9. 蓄電池設備の基準の一部を改正する件 <総務省告示第4号> (2012. 3. 27公布) (2012. 6. 1施行)

リチウムイオン蓄電池は小型でも大容量の電力を蓄えられる特性があり、普及が見込まれています。

今回の改正は、消防用設備の非常電源にリチウムイオン蓄電池を用いるものが追加され、その構造や特性の基準が制定されました。

<参考>総務省ホームページ

http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/yobou/topic/fdma_siryu/H240327-fdma.pdf

2. 一般情報

2-1. 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」の公表について

(2012. 3. 29環境省)

題記のガイドラインが、調査・研究会での議論や意見募集の結果を踏まえて、公表されました。算定対象は自社での排出（直接排出、エネルギー起源の間接排出）と、自社の上流・下流でのその他間接排出からなり、後者は、購入した製品・サービス、資本財、輸送(上流・下流)、廃棄物、雇用者の通勤、販売した製品の加工・使用・廃棄等の16のカテゴリ別に、対象範囲や算定方法が示されています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15038>

2-2. 「地中熱利用にあたってのガイドライン」の公表について (2012. 3. 30環境省)

題記のガイドラインが、省エネルギー等の普及促進を図ることを目的として公表されました。地中熱利用ヒートポンプのメリット、想定される地下水・地盤環境に影響を及ぼす可能性と技術の導入における留意点、熱利用効率の維持や地下水・地盤環境の保全に資するモニタリング方法等についての基本的な考え方が示されています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15055>

2-3. 2011. 10. 1現在の地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査について

(2012. 3. 29環境省)

地球温暖化対策の推進に関する法律で求められている、実行計画（事務事業編）策定済みの地方公共団体は1,383団体〔対前年度比+100、達成率77%〕、実行計画（区域施策編）策定済みは165団体〔同+106、同9%〕でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15031>

2-4. 2010年度の土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

(2012. 3. 23 環境省)

土壤汚染対策法第56条第1項に基づく施行状況が公表されました。

有害物質使用特定施設の使用廃止件数は899件、調査義務一時的免除が685件、第3条に基づく土壤汚染調査

結果報告件数は204件、うち基準適合は114件、基準不適合は89件、確認中は1件でした。

第4条に基づく形質変更の届出は10,815件、同調査命令発出は270件、調査結果報告は226件、うち基準適合は69件、基準不適合は156件、確認中は1件でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14999>

2-5. 2010年度の産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況について (2012.3.27 環境省)

産業廃棄物処理の中間処理施設数は19,320〔対前年度比△25〕、最終処分場数は2,157〔同△42〕でした。

法第19条に基づく立入検査は198,697件〔同+371〕、法第18条に基づく報告徴収は13,777件〔同△2,009〕、法第14条に基づく産業／特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し等は1,277件〔同+346〕、法第19条に基づく改善・措置命令は75件〔同+5〕、最終処分場の残余年数13.2年〔同+2.6年〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15014>

2-6. 2010年度の一般廃棄物の排出及び処理状況等について (2012.3.23 環境省)

全国の総排出量は4,536万トン〔対前年度比△89万トン、△2%〕でした。

その内訳は21%が総資源化量で945万トン〔同△5万トン、△1%〕、69%が減量化量で3,124万トン〔同△61万トン、△2%〕、11%が最終処分量で484万トン〔同△23万トン、△5%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15007>

2-7. 2010年度の浄化槽の設置状況等について (2012.3.23 環境省)

浄化槽の設置基数は、合併処理浄化槽が306万、基単独処理浄化槽が488万基の794万基〔対前年度比+7万基〕でした。

浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は30.4%（合併処理浄化槽のみでは50.5%）〔同+1.7%、(+0.5%)〕で、地域差が顕著に現れています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15002>

2-8. 2010年度の温室効果ガス排出量（確定値）について (2012.4.13 環境省)

温室効果ガスの総排出量は12億5800万トン〔対速報値（2011.12.13）比+200万トン〕でした。

景気回復と猛暑厳冬の影響で、昨年度比4.2%〔同+0.3%〕増加、京都議定書基準年総排出量比は0.3%減少〔同+0.1%〕しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15110>

2-9. 2009年度の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による

温室効果ガス排出量の集計結果の公表について (2012.3.30 環境省)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく報告がなされた、特定事業所排出者の報告事業者数は、10,106事業者〔対前年度比+2337事業者、+30%〕（特定事業所は11,358事業所〔同△3382事業所、△23%〕）、実排出量の合計は5億7,102万tCO₂〔同△749万tCO₂、△1%〕でした。

また、特定輸送排出者は1,382事業者〔同△43事業者、△3%〕、報告排出量の合計が3,333万tCO₂〔同△46万tCO₂、△1%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15060>

2-10. 「3R行動見える化ツール」の公開について (2012.4.17環境省)

題記のツールが、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の行動推進のため公開されました。

マイボトルの使用、ペットボトルのリサイクルなど、日常生活でも実施している25種類の3R行動による環境負荷削減効果が定量的・簡易に計算できます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15123>

以上